令和７年神審第２０号

裁　　決

貨物船Ａ遊漁船Ｂ衝突事件

受　審　人　a

職　名　Ａ船長

海技免許　四級海技士（航海）

補　佐　人　４人

受　審　人　b

職　名　Ｂ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ｂの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ａを懲戒しない。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和６年７月２７日０４時３３分半

兵庫県東播磨港南方沖合

２　船舶の要目

船種船名	貨物船Ａ	遊漁船Ｂ
総トン数	４９８トン	４．０トン
全長	６４．４６メートル	
登録長		１０．１２メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	７３５キロワット	２０９キロワット

３　事実の経過

Ａは、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔操縦装置及びＧＰＳプロッター、左舷側にレーダー２台をそれぞれ備え、ａ受審人ほか５人が乗り組み、粗トール油８２７トンを積載し、船首２．６メートル船尾４．４メートルの喫水をもって、令和６年７月２７日００時２０分阪神港神戸第６区を発し、東播磨港に向かった。

ａ受審人は、０３時２０分東播磨港南方沖合に到着し、荷役待機のため、東播磨港伊保灯台（以下「伊保灯台」という。）から１９２度（真方位、以下同じ。）１．１海里の地点付近で、船首を北西方に向け、水深約１１メートルの海中に左舷錨を投じて錨鎖を３節上甲板まで延出し、錨泊中であることを示す法定灯火を表示したうえ、甲板を照らす作業灯を点灯して錨泊作業を終え、その後の入港作業や荷役作業に備えて乗組員を休息させ、自らも自室で休息していたところ、ＢがＡの至近のところで緩やかに左回頭を始め衝突の危険を生じさせて接近し、０４時３３分半伊保灯台から１９２度１．１海里の地点において、Ａは船首が３１５度を向き、その左舷船首部にＢの船首が前方から１３度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力１の北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、日出時刻は０５時０７分であった。

また、Ｂは、船体中央に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪、舵輪の右舷側に機関操縦レバー、舵輪の前方にレーダー及びＧＰＳプロッター２台をそれぞれ装備したＦＲＰ製遊漁船で、ｂ受審人が１人で乗り組み、釣り客３人を乗せ、遊漁の目的で、船首０．４メートル船尾１．５メートルの喫水をもって、同日０４時２０分兵庫県八木港を発し、東播磨港南方沖合の釣り場に向かった。

ｂ受審人は、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、レーダー及びＧＰＳプロッター２台をそれぞれ作動させ、０４時３０分半伊保灯台から２４２．５度１，５８０メートルの地点で、左舷船首３度１，６１０メートルのところにＡの白２灯及び作業灯を初認し、針路を１４６度に定め、１６．２ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

ｂ受審人は、０４時３３分伊保灯台から２０２度１．０海里の地点に達し、Ａが左舷船首１５度３７０メートルのところとなり、Ｂが、そのままの針路及び速力で続航すれば、前路で錨泊中のＡの左舷方を約１００メートル隔てて無難に航過する態勢であったところ、舵輪から両手を離し、携帯電話を左手で持って右手で操作して、釣り場の潮汐及び潮流を調べ始め、緩やかに左回頭を始めた。

左回頭を始めたとき、ｂ受審人は、ＢがＡの至近のところで緩やかに左回頭を始め衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、携帯電話で釣り場の潮汐及び潮流を調べることに気をとられ、同船に対する動静監視を十分に行わなかったので、この状況に気付かず、Ａを避けることなく進行した。

こうして、ｂ受審人は、Ｂの船首が１２２度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは左舷船首部外板に擦過傷を生じ、Ｂは、船首外板に破口等を生じたが、後に修理され、Ｂの釣り客２人が左第１０肋骨骨折及び右第２中手骨基部骨折等を負った。

（航法の適用）

本件は、夜間、東播磨港南方沖合において、錨泊中のＡと航行中のＢとが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

航行中のＢが、そのままの針路及び速力で進行すれば、錨泊中のＡの左舷方を無難に航過する態勢であったところ、Ｂが、衝突の３０秒前、両船間の距離が３７０メートルとなったとき、Ａの至近のところで緩やかに左回頭を始め衝突の危険を生じさせて接近する状況であったものであるが、Ａが、衝突を避けるための時間的、距離的余裕はなかったものと認められ、海上衝突予防法第３８条及び第３９条による船員の常務によって律するのが相当である。

（原因の考察）

本件は、Ｂが操船を適切に行っていれば、針路が保持され、錨泊中のＡとの衝突を回避できたものと認められる。

錨泊中のＡにおいて、ａ受審人が、錨泊中であることを示す法定灯火を表示したうえ、甲板を照らす作業灯を点灯して錨泊作業を終え、その後の入港作業や荷役作業に備えて乗組員を休息させ、自らも自室で休息していたことは、本件発生に至る過程で関与した事実であるが、本件と相当な因果関係があるとは認められない。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、夜間、東播磨港南方沖合において、航行中のＢが、そのままの針路及び速力で進行すれば、前路で錨泊中のＡの左舷方を無難に航過する態勢であったところ、動静監視不十分で、Ｂが錨泊中のＡの至近のところで緩やかに左回頭したことによって発生したものである。

ｂ受審人は、夜間、東播磨港南方沖合において、釣り場に向けて航行中、前路で錨泊中のＡを認めた場合、同船との衝突のおそれの有無を判断できるよう、Ａに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、そのままの針路及び速力で進行すれば、ＢがＡの左舷方を無難に航過する態勢であったところ、携帯電話で釣り場の潮汐及び潮流を調べることに気をとられ、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、ＢがＡの至近で緩やかに左回頭を始め衝突の危険を生じさせて接近する状況に気付かず、同船を避けることなく続航して衝突する事態を招き、Ａ及びＢ両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Ｂの釣り客２人を負傷させるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ａ受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月３日

神戸地方海難審判所

審 判 官　　井　　手　　則　　義